

令和8年3月2日

令和8年

第2回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

## 令和8年第2回南部町議会定例会付議案件

### 目次（令和8年3月2日提出分）

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第4号  | 令和7年度南部町一般会計補正予算（第8号）                   |
| 議案第5号  | 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）           |
| 議案第6号  | 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）            |
| 議案第7号  | 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 議案第8号  | 南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について      |
| 議案第9号  | 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  |
| 議案第10号 | 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について    |
| 議案第11号 | 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第12号 | 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について                 |
| 議案第13号 | 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について   |
| 議案第14号 | 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について       |
| 議案第15号 | 令和8年度南部町一般会計予算                          |
| 議案第16号 | 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算                  |
| 議案第17号 | 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 議案第18号 | 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算                      |
| 議案第19号 | 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算                   |
| 議案第20号 | 令和8年度南部町水道事業会計予算                        |
| 議案第21号 | 令和8年度南部町下水道事業会計予算                       |
| 議案第22号 | 令和8年度南部町病院事業会計予算                        |
| 議案第23号 | 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算                    |
| 議案第24号 | 町道路線の認定について                             |
| 議案第25号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                |

別 冊

< 補正予算 >

令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号

南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

次のとおり南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する  
条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

## 南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(南部町税条例の一部改正)

第1条 南部町税条例（平成16年南部町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年南部町条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南部町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例

第1条中「督促に係る手数料」を「督促」に改める。

第2条の前の見出し中「（督促手数料の徴収等）」を「（督促状）」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則第3項中「第4条」を「第3条」に改める。

(南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 南部町後期高齢者医療に関する条例（平成20年南部町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(南部町道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 南部町道路占用料徴収条例（平成16年南部町条例第153号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第2項中「督促手数料及び」を削り、「南部町督促手数料及び延滞金徴収条例」を「南部町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例」に改める。

(南部町道路、普通河川等占用料徴収条例の一部改正)

第5条 南部町道路、普通河川等占用料徴収条例（平成16年南部町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

(南部町浄化槽整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第6条 南部町浄化槽整備事業分担金徴収条例（平成16年南部町条例第169号）の一部を次のように改正する。

第8条中「南部町督促手数料及び延滞金徴収条例」を「南部町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日に関わらず、なお従前の例による。

議案第 9 号

南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

# 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条―第20条）

### 第2章 乳児等通園支援事業

#### 第1節 通則（第21条）

#### 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）

#### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

### 第3章 雑則（第28条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業等 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第20条第3項及び第25条第3号において「居宅訪問型保育事業」という。）又は法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (6) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその行う乳児等通園支援の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉

施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かにより、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対する食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所以外の施設において調理し当該乳児等通園支援事業所に搬入する方法により行う場合を含む。）には、乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備える

こと。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ul>
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築

基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（鳥取県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は鳥取県知事の管轄する区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）及び鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）（いずれも保育所に係る部分に限る。）
- (2) 認定こども園 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）及び鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南部町条例第35号）  
(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚により認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月2日

南部町長 陶山清孝

令和8年3月 日 決

南部町議会議長 景山浩

# 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

#### 第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

### 第3章 雑則（第33条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

#### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第

1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。第25条第3項及び第27条第1項において同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1か月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認

定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下

この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえ、速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用の状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。)及び特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、当該特定乳児等通園支援を提供した日及び時間、当該提供した特定乳児等通園支援の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園

支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20に規定する乳児等支援給付費をいう。以下この項及び第18条において同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその提供する特定乳児等通園支援の質の改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っている乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為により乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する

## 重要事項

### (勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員により特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

### (利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

### (掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の分かりやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

### (乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の支払の状況により、差別的取扱いをしてはならない。

### (虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により、当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保

育事業者（地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援（法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけれ

ばならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、当該市町村に対し、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域の住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生を防止するための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生を防止するための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際してとった処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚により認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援

事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

次のとおり南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年  
法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求  
める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南部町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10」の次に「第1項」を加える。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

## 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南部町職員の給与に関する条例（平成16年南部町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ス中「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第17条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に改め、同項ただし書中「22, 000円」を「23, 500円」に改め、同条第3項中「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 3 号

南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

南部町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成16年  
南部町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年南部町  
条例第176号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号ま  
でを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別 冊

< 令和 8 年度当初予算 >

令和 8 年度南部町一般会計予算

令和 8 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度南部町墓苑事業特別会計予算

令和 8 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

令和 8 年度南部町水道事業会計予算

令和 8 年度南部町下水道事業会計予算

令和 8 年度南部町病院事業会計予算

令和 8 年度南部町在宅生活支援事業会計予算

議案第 24 号

町道路線の認定について

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な 経 過 地
		終 点	
3 3 6 7	荻名上野線支 - 1	荻名字八通 7 9 9 地先	
		荻名字向平 1 5 5 - 2 地先	
3 3 6 8	大ナル線	徳長字大ナル 7 6 2 地先	
		徳長字屋敷 3 9 4 地先	
3 3 6 9	掛相線支 - 1	掛相字日焼田 5 4 4 - 4 地先	
		掛相字柿木原 5 2 9 - 4 地先	

議案第 25 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日

南 部 町 長      陶 山 清 孝

令和 8 年 3 月    日      決

南部町議会議長      景 山      浩

# 総合整備計画書

鳥取県南部町下中谷・赤谷辺地  
(辺地の人口 95人 面積 9.7km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
南部町下中谷、上中谷（早田・赤谷全域）
- (2) 地域の中心の位置  
南部町上中谷1192番地
- (3) 辺地度点数  
127点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、地区の中心を国道180号が通過し交通の利便性は比較的高いものの、山村特有の急傾斜地が広がる地域である。豊かな自然環境に恵まれ、特に緑水湖周辺では四季折々の景観が楽しめることから、県内外から多くの来訪者が訪れている。これまで、自然休養村管理センター（緑水園）や緑水湖周辺施設の整備を進め、観光利用や地域交流の拠点として一定の成果を上げてきたが、各施設は老朽化が進行している。

今後は、観光・交流機能の維持向上を図るため、緑水園施設及び緑水湖周辺施設の改修を行い、より質の高いサービス提供と滞在環境の充実を図ることで、集客力の向上及び町内外との交流促進、地域産業の活性化を推進する。

また、有数の林業地帯である本辺地では、森林施業や木材搬出を支える林道行者山線の計画的な整備を進めることで、農林業を中心とした地域産業の振興を図るとともに、地域住民の交通基盤の安定的な確保を図る。

## 3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和17年度までの10年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
緑水園改修事業	南部町	150,000	0	150,000	150,000
緑水湖周辺施設改修事業	南部町	221,000	0	221,000	221,000
林道行者山線	南部町	20,000	0	20,000	20,000
合計		391,000	0	391,000	391,000

# 総合整備計画書

鳥取県南部町東上辺地

(辺地の人口 108人 面積 13.4km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

南部町東上(常清・金山・二樹全域)

(2) 地域の中心の位置

南部町東上1563番地

(3) 辺地度点数

122点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、中心地域から約7km離れた山間部に位置し、主要地方道西伯根雨線から派生する林道鎌倉山線が、地域住民の生活を支える唯一のアクセス路となっている。当該林道では、老朽化した水路の破損により雨水処理が十分に行われておらず、法面の侵食及び崩壊が発生している。今後、降雨等により被害の拡大や通行障害が懸念されることから、災害の未然防止と安全な通行の確保を図り、地域住民の交通基盤及び生活基盤の維持・向上のため、整備を行う必要がある。

## 3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和17年度までの10年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道鎌倉山線	南部町	27,000	0	27,000	27,000
合計		27,000	0	27,000	27,000